

令和4年度 第3回駒ヶ根市地域公共交通協議会 次第

【日 時】令和 5年 3月 27日（月）午後1時30分～

【場 所】駒ヶ根市役所 本庁舎2階 大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 協議事項

(1) 令和4年度事業関連

① こまタク運行状況

資料1-1 資料1-2

② 運転免許証自主返納支援事業

資料2

(2) 令和5年度事業関連

① 駒ヶ根市地域公共交通協議会事業計画（案）

資料3

② 駒ヶ根市地域公共交通協議会予算（案）

資料4

③ R5 駒ヶ根観光周遊バス実証実験（案）

資料5-1 資料5-2

4 その他

5 閉 会

令和5年度駒ヶ根市地域公共交通協議会 委員名簿

協議会役職	委員	氏名	役職	備考
会長	駒ヶ根市	伊藤 祐三	市長	
副会長	駒ヶ根商工会議所	春日 俊也	副会頭	商工
	伊那バス株式会社	藤澤 洋二	代表取締役社長	バス事業者
	中央アルプス観光株式会社	伊東 俊弘	自動車事業部長	バス事業者
	伊南乗用自動車有限会社	久保田 武彦	代表取締役	バス事業者・県タクシー協会
	赤穂タクシー有限会社	坂元 洋	代表取締役	県タクシー協会
	長野県伊那建設事務所	玉川 博之	維持管理課長	道路管理者
	駒ヶ根警察署	和田 直	署長	公安・警察
	駒ヶ根市区長会	竹村 清明	北割1区区長	地域代表
	駒ヶ根市区長会	西尾 芳信	町2区区長	地域代表
監事	駒ヶ根市区長会	宮下 兼秋	中沢区区長	地域代表
	駒ヶ根市高齢者クラブ連合会	下平 正躬	交通安全防犯対策部長	利用者
	市民	竹村 孝子		利用者
	市民	大原 百合子		利用者
	市民	村瀬 俊幸		利用者
	伊那バス労働組合	鈴木 正満	組織部長	労働団体
監事	一般社団法人駒ヶ根観光協会	小原 昌美	事務局長	観光
	社会福祉法人駒ヶ根市社会福祉協議会	宮崎 洋一郎	次長兼地域福祉振興課長	福祉
	国土交通省 北陸信越運輸局	玉巻 史成	交通企画課長	地方運輸局
	国土交通省 北陸信越運輸局長野運輸支局	高澤 陽	首席運輸企画専門官	地方運輸局
	長野県企画振興部	石坂 公明	交通政策課長	長野県
	長野県上伊那地域振興局	鳥羽 秀行	企画振興課長	長野県

(21名)

関係職員	駒ヶ根市総務部	渋谷 仁士	総務部長	所管部
関係職員	駒ヶ根市建設部	宮下 佳和	建設課長	道路管理者
関係職員	駒ヶ根市民生部	田村 巴	福祉課長	福祉所管課
関係職員	駒ヶ根市教育委員会	赤羽 知道	子ども課長	小中学校所管課

事務局長	駒ヶ根市総務部企画振興課	市村 義美	企画振興課長	所管課
事務局員	駒ヶ根市総務部企画振興課	小池 貴彦	地域政策係長	所管課
事務局員	駒ヶ根市総務部企画振興課	大森 峻	地域政策係	所管課

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

※任期中に役職が変わった場合には残任期間を後任が引き継ぐ

令和4年度 こまタク(こまがねデマンド型乗合タクシー)運行実績

(1)純利用実績(令和5年2月28日現在)

① 男女別 (人)

	R03	R04	割合
男	51	56	24%
女	170	179	76%
計	221	235	100%

※R03年度対比:+14人

② 年齢別 (人)

	R03	R04	割合
～59歳	11	11	5%
60～69歳	11	10	4%
70～79歳	42	44	19%
80～89歳	127	135	57%
90歳～	30	35	15%
計	221	235	100%

※2023.1.1時点の年齢で算出

③ エリア別 (人)

エリア	R03	R04	割合
アイウ	83	100	43%
エオ	138	135	57%
計	221	235	100%

< まとめ >

- ① ・女性の利用者が約80%
・割合:前年度から大きな変化はなし
・純利用者数:対前年比+14人
- ② ・70歳以上の利用者が約90%
・割合:前年度から大きな変化はなし
- ③ ・竜東エリア中心に微増
・それ以外のエリアは微減

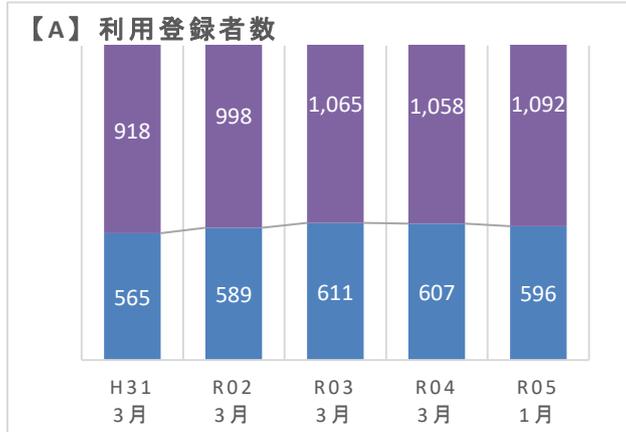
(2)利用実績(令和5年2月28日現在)

【A】利用登録者数 (人)

エリア	H31 3月	R02 3月	R03 3月	R04 3月	R05 1月
アイウ	565	589	611	607	596
エオ	918	998	1,065	1,058	1,092
計	1,483	1,587	1,676	1,665	1,688

※R4年3月対比:+23人

【A】 利用登録者数



【B】純利用者数 月平均 (人)

	H30	R01	R02	R03	R04
計	152	143	119	117	117

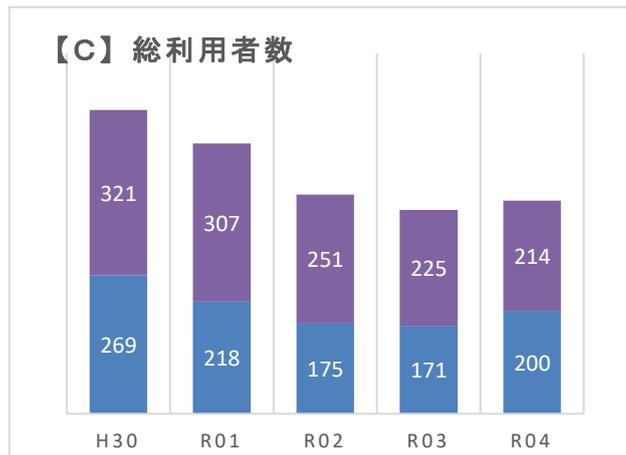
※R03年度対比:±0人

【C】総利用者数 月平均 (人)

エリア	H30	R01	R02	R03	R04
アイウ	269	218	175	171	200
エオ	321	307	251	225	214
計	590	525	426	396	414

※R03年度対比:+18人

【C】 総利用者数



【D】1便当たり平均乗車人数

エリア	H30	R01	R02	R03	R04
アイウ	2.5	2.1	1.6	1.6	2.1
エオ	2.3	2.3	1.9	1.7	2.0
平均	2.4	2.2	1.8	1.7	2.1

※R03年度対比:+0.4人

【E】各停留所の利用状況

停留所名	利用者数
昭和病院	729
前澤外科内科CL	269
山村眼科整形	1,492
つちかね整形	152
駒ヶ根駅	304
郵便局	81
市役所	144
文化C	206
ふれあいC	13
Aコープ駒ヶ根	315
ベルシャイン	425
テリシア駒ヶ根店	158
駒ヶ根泌尿器科CL	24
木下医院	32
けやき診療所	0
神戸医院	19
JA駒ヶ根東	1
中沢支所	1
すこやかCL	18
マルトシ東伊那	15
東伊那支所	0
秋城医院	25
かしの実CL	15
花の道CL	0
中谷内科医院	69
高山内科CL	19
座光寺内科CL	1
須田医院	18

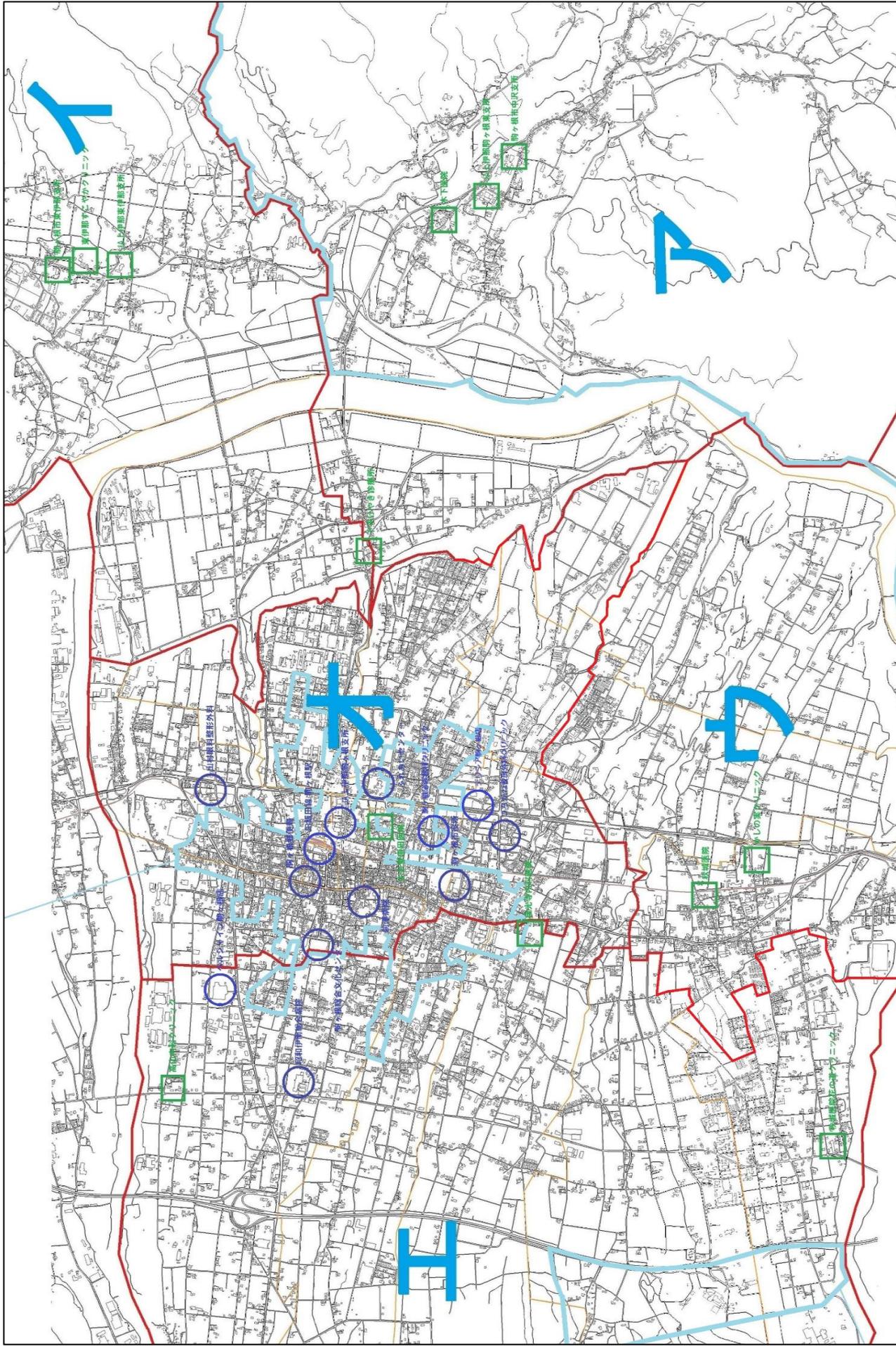
共通停留所

< まとめ >

- 【A】 利用登録者数:対前年度末比+23人
- 【B】 純利用者数(月平均):対前年比±0人
- 【C】 総利用者数(月平均):対前年比+18人
- 【D】 1便当たりの平均乗車人数:対前年比+0.4人
- 【E】 停留所(TOP5):①山村眼科整形 ②昭和病院 ③ベルシャイン
④Aコープ駒ヶ根店 ⑤駒ヶ根駅

【こまタク】

- 運行 お盆・年末年始除く、4便/日 (往路1便 8:30、往路2便 10:00、復路1便 12:00、復路2便 13:30)の運行
- 停留所 予約により、往路は「自宅から停留所」、復路は「停留所から自宅」へ、乗合による送迎



こまタク運行実績比較(システム導入前後)

資料1-2

【A】利用登録者数(人)

エリア	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3.12	1月	R4.1
アイウ	608	611	617	618	619	619	619	588	589	630	589	632
エオ	1,070	1,077	1,086	1,087	1,094	1,096	1,092	1,073	1,092	1,100	1,094	1,099
計	1,678	1,688	1,703	1,705	1,713	1,715	1,711	1,661	1,681	1,730	1,683	1,731

【B】(エリア別)総利用者数(人)

エリア	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3.12	1月	R4.1
アイウ	210	173	188	162	189	217	209	218	234	204	183	158
エオ	210	197	260	232	209	258	227	250	184	262	172	179
計	420	370	448	394	398	475	436	468	418	466	355	337

【C】(便別)総利用者数(人)

便	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3.12	1月	R4.1
往1	85	70	85	77	82	80	90	80	90	89	72	65
往2	162	154	174	153	155	195	160	189	157	194	135	139
復1	143	124	157	138	139	155	141	162	129	157	114	107
復2	30	22	32	26	22	45	45	37	42	26	34	26
計	420	370	448	394	398	475	436	468	418	466	355	337
無料券	44	19	33	22	15	26	18	9	20		33	

【D】実利用者数(人)

エリア	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3.12	1月	R4.1
アイウ	53	57	51	47	55	55	53	55	50	55	46	43
エオ	69	59	78	71	60	67	74	75	55	78	55	58
計	122	116	129	118	115	122	127	130	105	133	101	101

【E】1便当たり平均乗車人数(人)

エリア	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3.12	1月	R4.1
アイウ	1.9	1.8	1.7	1.6	1.8	1.8	1.9	2.0	3.2	1.8	2.7	1.6
エオ	1.6	1.7	1.8	1.8	1.7	1.9	1.7	1.8	2.6	1.9	2.8	1.5
全線	1.8	1.8	1.8	1.7	1.8	1.9	1.8	1.9	2.9	1.9	2.8	1.6

【F】運行率(%)

エリア	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R3.12	1月	R4.1
アイウ	86	79	80	81	76	96	89	81	98	89	88	82
エオ	80	78	80	79	79	85	88	85	88	83	80	72
全線	83	79	80	80	78	91	89	83	93	86	84	77

【H】停留所の利用状況

①共通停留所 総利用者数(人)

停留所名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計	R3.12	R4.1
昭和病院	63	63	58	62	61	91	91	86	54	43	672	88	47
前澤外科内科CL	23	26	28	19	26	30	28	25	19	19	243	36	15
山村眼科整形	127	100	152	136	133	143	133	169	136	143	1,372	125	116
つちかね整形	15	16	18	14	10	18	12	13	12	13	141	21	18
駒ヶ根駅	34	22	25	27	37	35	27	34	34	11	286	31	15
郵便局	7	6	13	5	13	6	3	6	8	8	75	14	9
市役所	28	12	24	12	9	17	10	7	10	6	135	15	10
文化C	27	27	25	23	23	29	24	28	0	0	206	19	24
ふれあいC	0	0	1	3	3	2	1	1	0	2	13	0	0
Aコープ駒ヶ根	29	36	35	29	30	29	29	27	29	18	291	33	19
ベルシャイン	43	27	42	38	30	45	50	38	51	34	398	45	44
テリシア駒ヶ根店	11	17	16	15	10	18	13	22	10	11	143	20	10
駒ヶ根泌尿器科CL	1	4	2	1	3	1	5	1	2	4	24	3	1
木下医院	2	4	3	1	2	2	2	5	4	2	27	4	2
けやき診療所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸医院									5	8	13		
JA駒ヶ根東	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0
中沢支所	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0
すこやかCL	0	2	1	0	2	1	1	1	3	3	14	4	1
マルトシ東伊那	3	2	0	0	2	1	1	0	3	1	13	1	1
東伊那支所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋城医院	4	2	3	3	1	3	3	2	1	1	23	1	1
かしの実CL	2	2	1	3	1	1	1	0	2	1	14	2	3
花の道CL	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中谷内科医院									25	19	44		
高山内科CL	1	1	1	1	1	2	1	3	4	3	18	3	1
座光寺内科CL	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
須田医院	0	1	0	1	1	1	1	0	5	4	14	1	0

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計	R3.12	R4.1
①+②計	420	370	448	394	398	475	436	468	418	355	4182	466	337

【運用状況について】

- 予約配車システム導入
 - ・ R4.12～
 - ・ アプリ・インターネット予約開始
- 分析
 - ・ アプリで24時間予約可能になった。
 - ・ 利用登録から開始までのタイムラグがなくなった。
 - ・ 到着時間が予測できるようになった。
 - ・ クラウドにより最新情報の管理ができ、データ消失のリスク減になった。
 - ・ 8:30、13:30への時間変更により利用者が微増。
 - ・ アイウエリアでは利用数増加傾向。
 - ・ 車両台数を減らしても全体としては大きく利用者が落ち込まなかった。
- 課題
 - ・ エオエリアにおいて10時便、12時便の断りが増えている。
 - ・ 予約の可否判定や運行順序の組立がオペレーターの感覚にはまだ近づいていない。

運転免許証自主返納支援事業実績（令和5年3月13日現在）

(1) 事業目的

高齢者等による交通事故の減少を図るとともに、公共交通機関の利用を促進するため、運転免許証の自主返納の推進を支援するもの。（平成29年度事業開始）

(2) 事業概要

<対象者>

- ① 駒ヶ根市内に住民登録されている人
- ② 運転免許証の全てを自主返納した人

<支援内容>

こまタク乗車券 1万円分（400円/回×25回分）

(3) 支援状況

【A】男女別

性別	～R02	R03	R04	累計	割合
男性	165	28	30	223	48%
女性	178	43	25	246	52%
計	343	71	55	469	100%

【B】エリア別

地区エリア		～R02	R03	R04	累計	割合
ア	中沢区	39	5	7	51	11%
	下平区（第1・3・4・5・6・11・12）					
イ	東伊那区	33	10	4	47	10%
	下平区（第7・8・9・10・14）					
ウ	市場割区（宮の前・美里を除く）	23	6	3	32	7%
	上赤須区、中沢区吉瀬					
エ	福岡区、北割1区・2区	104	25	15	144	31%
	中割区、南割区					
オ	町1・2・3・4区、市場割区宮の前・美里	144	25	26	195	42%
	上穂町区、小町屋区、下平区第2・13					
計		343	71	55	469	100%

【C】年齢別

年齢層	～R02	R03	R04	累計	割合
～49歳	1	1	0	2	0%
50～59歳	0	0	0	0	0%
60～69歳	8	2	0	10	2%
70～79歳	89	13	11	113	24%
80～89歳	207	43	34	284	61%
90歳～	38	11	10	59	13%
計	343	70	55	468	100%

【D】返納後の利用状況

利用状況	～R02			R03			R04			累計		
	交付者数	実利用	割合									
登録済・利用経験有	22	13	59%	4	3	75%	2	0	0%	28	16	57%
登録済・利用経験無	37	18	49%	10	5	50%	15	4	27%	62	27	44%
未登録	258	59	23%	57	8	14%	38	8	21%	353	75	21%
計	317	90	28%	71	16	23%	55	12	22%	443	118	27%

令和5年度 駒ヶ根市地域公共交通協議会 予算（案）

（令和5年4月1日 ～ 令和6年3月31日）

1 歳入

（単位：円）

項目	R5予算額	R4予算額	増減額	内容
1 負担金	34,300,000	38,462,000	▲ 4,162,000	
1 市負担金	34,300,000	38,462,000	▲ 4,162,000	■駒ヶ根市負担金 34,300,000
2 繰越金	0	0	0	
1 繰越金	0	0	0	
3 預金利子	0	0	0	
1 預金利子	0	0	0	
4 雑入	5,000,000	5,000,000	0	
1 雑入	5,000,000	5,000,000	0	■地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 5,000,000
歳入合計	39,300,000	43,462,000	▲ 4,162,000	

2 歳出

（単位：円）

項目	R5予算額	R4予算額	増減額	内容
1 総務費	5,250,000	5,250,000	0	
1 会議費	230,000	230,000	0	■協議会委員報酬 230,000
2 事務費	5,020,000	5,020,000	0	■国庫補助金相当額支払（駒ヶ根市） 5,000,000 ■事務費 20,000
2 事業費	34,050,000	38,212,000	▲ 4,162,000	
1 事業推進費	34,050,000	38,212,000	▲ 4,162,000	■デマンド交通運行委託費（※1） 24,000,000 ■デマンド交通受付業務補助金 4,300,000 ■デマンド交通専用車両管理費 550,000 ■地域公共交通計画推進事業費 1,100,000 ■次世代運行システム運用費 1,100,000 ■観光周遊バス実証実験費 3,000,000
3 予備費	0	0	0	
1 予備費	0	0	0	
歳出合計	39,300,000	43,462,000	▲ 4,162,000	

※1運行委託費 = 運行経費 - 運賃収入

山麓周遊交通 方針（前回協議内容 再掲）

資料5-1

実証実験 経過

R3	グリーンスローモビリティ実証実験
乗車実績	計738人 53人/日
車両	最高速19km/hのグリーンスローモビリティ
期間	10/21～11/3 2週間のみ
ルート	菅の台～駒ヶ池～大沼湖～光前寺 往復
運賃	無料
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の需要があることを確認 ・車両の目新しさによる誘客効果はあった ・有料の場合の需要が見えない ・車両が遅く運行ルートが短い ・点在する距離のある観光施設へアクセスできない
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の作りが荒く、性能もイマイチ ・観光のトップシーズンの需要が見えない ・観光のトップシーズンは運転手確保が厳しい ・平日の需要は少ない ・登山客の登山当日の2次観光の足としての需要は少ない

R4	周遊EVバス実証実験
乗車実績	計691人 49人/日
車両	最高速80km/hの小型EVバス
期間	9/10～9/23 2週間のみ
ルート	菅の台、光前寺、家族旅行村、養命酒、本坊酒造 周遊ルート
運賃	無料
評価ポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の需要があることを確認 ・車両の目新しさによる誘客効果はあった ・有料の場合の需要が見えない ・運行ルートは好評 ・施設によっては別の時間帯の運行を希望 ・車両性能は良い
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・施設からスポンサー協力の可能性がある ・現状だと適切な充電環境が無い ・観光のトップシーズンの需要が見えない ・観光のトップシーズンは運転手確保が厳しい ・平日の需要は少ない ・登山客の登山当日の2次観光の足としての需要は少ない

R5以降の取組み方針

R3、R4未解消の課題の解決を目指し、以下の内容で実証実験として運行委託をする

R5	観光周遊バス実証実験
運行事業者	協議会の委員を中心に、長期間継続的に運行可能な者を選定
車両	デザインの魅力があるオープントップバスを想定
期間	7～10月の観光シーズンを想定（夏～紅葉シーズン）
ルート・停留所	運行事業者や関係者と調整、協議の上決定
詳細	<p>直近2年の実証実験経過より、次の課題解消を目指し、実証実験を実施する。</p> <p>①有償運行 ②観光シーズンにおける長期間の運行 ③日帰り登山客以外をメインターゲットに据えた運行</p> <p>○車両については、EV車両にとらわれず初期コストのかからない事業者所有の車両を基本に考える。事業自体が軌道に乗り、本格実装を経て、EV車両等の導入環境が整った際は改めて導入を検討する。</p> <p>○運行ルートについては、R4実証実験のルートを基本に、稼働可能な車両台数、所要時間、費用、停留所候補の各施設のニーズを総合的に判断し設定する。</p> <p>○契約形態については、協議会と事業者との運行業務委託契約を基本に考える。委託額については、予算上限を設定し、利用に応じて支出を行う。</p> <p>○R5は実証実験として実施し、R6以降の事業の持続可能性、最適な運行時期、ルートやダイヤ設定、車両のEV化など改善に向けた検証を行い、観光事業者と共に検討を進め、駒ヶ根高原の交通にふさわしい運用と定着を目指す。必要に応じてR6以降も内容の修正を加えながら実証実験として実施する。</p>

【今後のスケジュール】

1/30	交通協議会にて方針案の提示
3月下旬	交通協議会においてR5年度予算協議
4月中	停留所、ダイヤ、運行ルートを決定、運輸局へ申請手続き
6月中	運行業務委託契約締結
7月～	運行開始

駒ヶ根市地域公共交通協議会規約

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、駒ヶ根市地域公共交通協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、駒ヶ根市赤須町20番1号駒ヶ根市役所内に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、実施する。

- (1) 法第5条の規定による地域公共交通網形成計画、法第27条の2の規定による地域公共交通再編実施計画及び地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱(平成23年3月30日国総計第97号ほか)第3条第2項の規定に基づく計画の作成、変更、実施及び連絡調整
- (2) 前1項に関連した道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図るために必要な事項
- (3) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、その者又はその団体、機関等から選出された者を協議会の委員とする。

- (1) 駒ヶ根市長(以下「市長」という。)
 - (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - (3) 住民又は利用者
 - (4) 国土交通省北陸信越運輸局長又はその指名する者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
 - (6) 長野県警察
 - (7) 道路管理者
 - (8) 学識経験者その他の協議会が必要と認める者
 - (9) その他市長が必要と認める者
- 2 協議会に、専門的知識を有するアドバイザー等を置くことができる。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
 - (3) 監事 2人
- 2 会長は、市長とし、協議会を代表する。
- 3 副会長及び監事は、委員の中から会長が任命する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の会計監査を行い、その結果を協議会の会議において報告する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委員となった年度の翌年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

2 委員の欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。
(協議会の会議及び運営等)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要に応じて委員以外の関係者を会議に出席させることができる。

4 会議の議決の方法は、出席した委員の過半数で決定するものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会長は、会議の内容が軽微な場合、又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難な場合は、書面審議により議事を決することができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

6 協議会が決定した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 前6項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(幹事会及び専門部会)

第8条 協議会に提案する事項について協議又は調整するため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

2 協議会の協議事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ協議会に専門部会を置くことができる。

3 幹事会及び専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第9条 協議会の運営に要する経費は、駒ヶ根市負担金、国庫補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わるものとする。

2 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第11条 第4条に規定する委員及びアドバイザー等が会議に出席したとき並びに第7条第3項の規定により会議に出席させた者のうち会長が必要と認めた者は、報酬及び費用の弁償を受けることができる。

2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会の解散)

第12条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(規約の変更)

第13条 この規約を変更する場合は、協議会の承認を得なければならない。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、駒ヶ根市総務部企画振興課内に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長は、会長が命じた者を充てる。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成21年3月17日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に委員となった者の任期は平成23年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成29年4月1日から施行する。

